

社団法人福岡県歯科医師会
国民保護業務計画

平成19年3月

社団法人福岡県歯科医師会

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
(1) 国民に対する情報提供	1
(2) 関係機関との連携の確保	1
(3) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	1
(4) 国民保護措置の実施に関する自主的判断	1
(5) 安全の確保	2
(6) 県対策本部長の総合調整	2

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備	3
1. 国民保護に関する連絡調整のための体制の整備	3
2. 情報連絡体制の整備	3
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	3
(2) 通信体制の整備	3
3. 緊急参集体制及び活動体制の整備	3
4. 赤十字標章等の適切な管理	4
第2節 関係機関との連携	4
第3節 歯科医療に関する情報提供の備え	4
第4節 警報又は避難の指示の伝達体制の整備	4
第5節 自ら管理する施設等に関する備え	4
第6節 歯科医療の提供に関する備え	5
第7節 備蓄	5
第8節 訓練の実施	5

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県対策本部への対応	6
第2節 活動体制の確立	6
1. 国民保護対策を統括する組織の設置	6
2. 緊急参集の実施	6
3. 情報連絡体制の確保	6
(1) 情報収集及び報告	6
(2) 通信体制の確保	7
(3) 活動体制の確保	7

第3節	安全の確保	7
第4節	関係機関との連携	7
第5節	歯科医療に関する情報提供	7
第6節	警報の伝達	7
第7節	自ら管理する施設等の適切な管理及び安全確保	8
第8節	歯科医療の提供の実施	8
1.	歯科医療の提供	8
2.	業務に係る歯科医療の実施	8
第9節	安否情報の収集	8
第10節	応急の復旧	9
第4章	緊急処理事態への対処	
第1節	活動体制の確立	10
第2節	緊急対処保護措置の実施	10
第5章	計画の適切な見直し	11

第1章 総則

第1節 計画の目的

社団法人福岡県歯科医師会国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、本会の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、福岡県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

2. 国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、県国民保護計画及びこの計画に基づき、自らの業務に係る国民保護措置を実施し、次の点に留意する。

（1）国民に対する情報提供

報道機関を通じた広報や、インターネット等の活用により、国民に対して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努める。

（2）関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から国、福岡県（以下「県」という。）、県内市町村その他の関係機関との連携体制の整備に努める。

（3）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行う。

赤十字標章等の使用に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

（4）国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国、県、県内市町村その他の関係機関から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

(5) 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国、県、県内市町村その他の関係機関の協力を得つつ、本会歯科医療関係者（歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士等）（以下「本会歯科医療関係者等」という）その他本会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(6) 県対策本部長の総合調整

県に福岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、福岡県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 国民保護に関する連絡調整のための体制の整備

(1) 本会の業務に係る国民保護措置に関する事務について会組織内の連絡及び調整を図るための体制を整備する。

(2) 当該体制に関する事項については、別に定める。

2. 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

自ら管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても会組織内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても確実に通信が行えるよう、通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を適宜実施する。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

(1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための本会における必要な体制を迅速に確立するため、本会歯科医療関係者等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、本会歯科医療関係者等に周知する。必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、本会歯科医療関係者等又は本会歯科医療関係者等の家族の被災等により本会歯科医療関係者等の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など本会歯科医療関係者等のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定める。

(2) 緊急参集を行う本会歯科医療関係者等は、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておく。

(3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、本会歯科医療関係者等の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

(4) 防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努める。

4 . 赤十字標章等の適切な管理

福岡県知事（以下「知事」という。）が平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対して申請を行い、適切に管理を行う。

第 2 節 関係機関との連携

平素から関係省庁、県、県内市町村、指定公共機関、他の指定地方公共機関その他の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第 3 節 歯科医療に関する情報提供の備え

1 . 武力攻撃事態等において、歯科医療の提供場所や救護所等の開設状況等歯科医療に関する情報を、ホームページ等を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。

2 . 情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

第 4 節 警報又は避難の指示の伝達体制の整備

知事から警報又は避難の指示の内容の通知を受けた場合の会組織内等における警報又は避難の指示の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定める。

第 5 節 自ら管理する施設等に関する備え

1 . 自ら管理する施設等について、武力攻撃事態等において、避難者及び帰宅者による集中、殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、的確かつ迅速な状況判断により、災害、事故等への対応に準じて適切な誘導を図るための体制の整備に努める。

2 . 武力攻撃事態等において、自ら管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害等に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

第6節 歯科医療の提供に関する備え

県及び県内市町村が、避難住民の誘導及び避難住民等の救援を行うに当たっての歯科医療の提供についての体制を整備する場合、緊急時の連絡先、本会歯科医療関係者の派遣可能人数及び救護班の編成・救護所等の設置に係る体制等に関する情報の提供、県内市町村長が作成する避難実施要領のパターンに対する意見、地方公共団体との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。

第7節 備蓄

1. 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。
2. 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、県や県内市町村や他の事業者等との間で協力が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

第8節 訓練の実施

1. 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、会組織内における訓練の実施や国又は県、県内市町村等が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。また、訓練の実施に当たっては、実践的な訓練となるよう努める。
2. 国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県対策本部への対応

1. 県対策本部が設置された場合には、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
2. 知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、会組織内等に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

1. 国民保護対策を統括する組織の設置
 - (1) 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、社団法人福岡県歯科医師会国民保護対策本部（以下、「本会対策本部」という。）を設置する。
本会対策本部は、別途、本会で定める災害対策マニュアルを準用する。
 - (2) 本会対策本部は、会組織内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会組織内での共有、広報ならびにその他必要な業務を統括する。
 - (3) 本会対策本部を設置した時は、県対策本部に連絡を行う。
 - (4) この計画に定めるもののほか、本会対策本部の運営に関する事項については、災害対策マニュアルの定めるところによる。
2. 緊急参集の実施
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、災害対策マニュアルの定めるところにより、必要に応じ、本会歯科医療関係者等の緊急参集を行う。
3. 情報連絡体制の確保
 - (1) 情報収集及び報告
自ら管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、本会対策本部は、これらの情報を集約し、速やかに県に報告する。

本会対策本部は、県対策本部より武力攻撃の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、会組織内での共有を行う。

(2) 通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。

国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずる。また、直ちに県に支障の状況を連絡する。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に十分に配慮の上、速やかに応急の復旧を行う。

(3) 活動体制の確保

武力攻撃事態等が長期に及んだ場合は、交代要員を確保するなど体制の維持に努める。

第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は県内市町村から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等による支援を受け、これらを活用し、本会歯科医療関係者等のほか、本会の実施する国民保護措置に従事する者の生命等に危険が及ぶことのないよう、安全の確保に十分に配慮する。
2. 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第157条に基づき赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を使用する場合には、知事の許可に基づき適切に使用する。

第4節 関係機関との連携

1. 政府対策本部、関係省庁、県、県内市町村、指定公共機関及び他の指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。
2. 国民保護措置の実施現場等における関係機関の活動調整や情報共有のため設置する現地調整所へ県内市町村又は県から職員等の派遣の求めがあった場合には、対応可能な人員の有無等、状況を判断したうえで派遣に応じる。

第5節 歯科医療に関する情報提供

1. 武力攻撃事態等において、歯科医療の提供場所や救護所等の開設状況等歯科医療に関する情報を、ホームページ等を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。
2. 情報提供に当たっては、高齢者、障害者、その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

第6節 警報の伝達

知事より警報の通知を受けた場合には、災害対策マニュアルの定めるところにより、会組織内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、利用者等への伝達に努める。警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

第7節 自ら管理する施設等の適切な管理及び安全確保

1. 武力攻撃事態等において、自ら管理する施設等について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。
2. 自ら管理する施設等について、利用者等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により災害、事故等への対応に準じて、これらの者の適切な誘導に努める。

第8節 歯科医療の提供の実施

1 歯科医療の提供

- (1) 知事から避難の指示の内容の通知を受けた場合若しくは知事又は県内市町村長が救援に関する措置を実施する場合、会組織内に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び県内市町村と緊密に情報交換を行い、知事又は県内市町村長等から歯科医療の実施の要請等が行われることに備え、本会歯科医療関係者等の派遣体制等歯科医療の提供に必要な体制を整える。
- (2) 県内市町村長から避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、適切に対応するとともに、避難実施要領の通知があった場合には、会組織内における情報共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。
- (3) 知事又は県内市町村長等から歯科医療の実施の要請等があった場合には、派遣する本会歯科医療関係者等の不足、資機材の故障等により当該医療を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの歯科医療を的確かつ迅速に行うよう努める。
- (4) 知事又は県内市町村長等から歯科医療の実施の要請等があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該歯科医療に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。

また、現場で歯科医療の提供する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のため必要な措置を講ずる。

2 業務に係る歯科医療の実施

- (1) 業務に係る歯科医療について、歯科医療に必要な施設及び設備の状況確認、武力攻撃災害発生箇所等において歯科医療を適切に提供(実施)するために必要な措置を講ずる。
- (2) 歯科医療の提供(実施)に支障が生じた場合には、必要に応じ、国、県及び県内市町村長等の関係機関に対し当該支障について連絡するとともに、国、県など関係機関の協力を得つつ、他の医療機関である指定公共機関、災害医療センター等と連携し、歯科医療の確保に努める。

第9節 安否情報の収集

1. 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2. 地方公共団体の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供し、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第10節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、自ら管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に十分に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努めるとともに、歯科医療の確保に考慮した応急の復旧に努める。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、知事に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。
4. 本会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1. 県に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、社団法人福岡県歯科医師会緊急処理事態対策本部（以下、「本会緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。
本会緊急処理事態対策本部は、別途、本会で定める災害対策マニュアルを準用する。
2. 本会緊急処理事態対策本部は、会組織内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会組織内での共有、広報ならびにその他必要な業務を統括する。
3. 本会緊急処理事態対策本部を設置した時は、県の緊急処理事態対策本部に連絡を行う。
4. この計画に定めるもののほか、本会緊急処理事態対策本部の運営に関する事項については、災害対策マニュアルの定めるところによる。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに基づいて行う。

第5章 計画の適切な見直し

1. 適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更し、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告を行う。また、関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表を行う。
2. この計画の変更に当たり必要があると認めるときは、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。